

## 知的財産戦略本部構想委員会（第3回）

日時：令和4年4月28日（木） 10：00～12：00

場所：WEB開催

出席：

### 【委員】

出雲委員、落合委員、翁委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、杉村委員、福井委員、山田委員、山本委員、立本委員、竹中委員、田路委員、林委員、福井委員、渡部座長

### 【事務局】

田中局長、澤川次長、川上参事官、浜岸参事官、塩原参事官、前田政策企画調査官、奥田政策企画調査官

1. 開会

2. 議事

#### （1）各WG等の検討状況について

- ・スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会
- ・コンテンツWG
- ・Create Japan WG

#### （2）知的財産推進計画2022に向けた検討について

#### （3）意見交換

3. 閉会

○川上参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回「構想委員会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。私、知財事務局の川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の進行について御説明をさせていただきます。

会議中は、委員の皆様はカメラを常にオンにしておいていただければと思います。

発言時以外は、マイクのミュートをお願いいたします。

御発言を御希望の際は挙手ボタンにてお知らせいただくか、またはカメラの前で実際に挙手をいただければと思います。

御発言される際には、マイクをミュート解除にいただき、発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートにいただければと思います。

本日は、各WGや検討会における検討報告及び知的財産推進計画2022の検討状況について、事務局から資料を説明し、その後、委員各位の意見交換とさせていただきます。有識者の皆さま方の様々な識見をお借りしたいと考えております。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。事前に、事務局からのメールで御連絡させていただきました通り、本日使用します資料は、資料1の「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化に向けた施策の方向性」、資料2の「『デジタル時代のコンテンツ』戦略の方向性と課題の整理」、資料3の「アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動」、資料4の「知的財産推進計画 2022 の検討状況」となります。また、本日御欠席の遠藤委員から資料5のとおり意見を提出いただいております。

なお、資料4の「知的財産推進計画 2022 の検討状況」の資料については、こちらは画面共有はせず、委員限りとさせていただきたいと思っておりますので、御配慮をお願いします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長をお願いいたします。

○渡部座長 それでは、これより議事に入ります。

まず議題1について、資料1から資料3に関し、事務局より説明をお願いします。

○川上参事官 スタートアップ・大学に関する施策に関して、今年2月に、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会を立ち上げ、これまでに6回の会合での議論を踏まえ、知的財産推進計画2022に施策として反映すべく、「施策の方向性」をまとめております。

まず、施策の方向性の冒頭部分は、スタートアップの現状や置かれた状況等について言及しております。1ページでは、スタートアップにとって、特許をはじめ知財戦略はビジネスの成否を分けるポイントで、スタートアップにとっての知財戦略の重要性が増している中、スタートアップが大企業や大学・研究機関に蓄積されているすぐれた知財をフルに活用し、できるだけ効率的に事業化につなげていけるようなインフラを早急に整備していくことが重要であることを示しております。

1つ目にご提案させていただきたい施策は、スタートアップが株式・新株予約権を活用しやすい環境整備についてです。大学等による株式・新株予約権の取得・保有について、2017年の文科省通知や2019年1月に施行の「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」改正により、大学が知財対価としてスタートアップの株式・新株予約権を取得しやすい環境が整備されたものの、他方で、大学の現場において、株式・新株予約権を取得できる対象が不明確であったり、「資力その他の事情」等の要件が厳格に解釈され、未だスタートアップが株式・新株予約権を十分に活用できる環境が整備されているとはいえない状況になっています。

そこで、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」等の関連規定の見直しを含めて検討することが求められており、合わせて、今後制定予定の「知財ガバナンスガイドライン」（仮称）において、知財移転の対価取得の在り方について明らかにすべき

であるとしています。

これに加え、新株予約権の発行枠についても、人材獲得のための新株予約権（ストックオプション）の発行枠とは別に、知財移転のための新株予約権（ワラント）の発行について、個々の知財の価値評価を通じて個別に決定できる旨の規定が設けられるべきであると考えており、知財対価としての新株予約権（ワラント）の価値評価の考え方やストックオプションの発行枠との関係等を整理し、大学等が認識すべき事項について、「大学知財ガバナンスガイドライン」に明らかにする必要があるのではないかと考えています。

次に、5 ページの（2）大学における事業化を見据えた権利化の支援でお願いします。

まず、外国出願支援の抜本的強化でお願いします。これまで、大学等の研究成果をスタートアップの事業化を通じて社会実装につなげるためには、グローバルな事業展開において適切な権利取得することが不可欠です。外国出願にあたっては、JSTにおいて、大学等が出願人となって行う P C T 出願及び各国出願の一部費用を支援する制度が 있습니다。これは外国出願に多額の費用がかかるということでございますから、JST の費用でございませけれども、この支援を受けられなかった案件については、出願を断念し、結局、海外での事業化の芽をつぶしてしまい、大学等での研究成果が死蔵されてしまうこととなります。こういう影響を踏まえて、大学等の外国出願に対する支援を抜本的に拡充するための新しいスキームを検討することが必要ではないかということでございます。

6 ページのほうでは、大学の研究成果について特許出願するといった段階から、将来、事業を遂行するスタートアップを巻き込んで質の高い特許を取得するといったプロセスマネジメントを、大学知財ガバナンスガイドラインのようなものをつくって、その中で各大学に浸透させていったらどうかといった御提案でお願いします。

それから、TL0 の機能につきましても、一部の TL0 においては、やはり期待された程度のパフォーマンスを上げられていないという指摘が 있습니다。これはそもそもプロ人材の不足ということが議論としてございますので、まず、TL0 の機能集約化とか、ネットワーク化を図りつつ、パフォーマンスの高い TL0 の機能が全国に浸透していくような方策が必要ではないかという方向性を示させていただいております。

8 ページですが、大学等における共同研究成果の活用が進んでいないのではないかと。特に共同研究の成果が、共有特許という形を取ると、その活用が進みにくくなるといった実態が指摘されているところでございます。

米国においては大学の特許出願はほとんど単願で行われていて、それがスタートアップ等の事業化につながっているといった状況がございますけれども、日本におきましては、やはりその成果を共有特許にせざるを得ない場合がございますので、その利用が進むための環境整備が必要ではないかということでございます。

共有特許につきましても、特許法の規定で他の共有者の同意を得ずにライセンスできないという規定はございますけれども、例えば、東京大学のひな形では、大学で生み出された研究成果というのは広く速やかに社会還元する必要があるという考え方の下で、共有先

企業が一定期間、正当な理由なく実施されない場合は、大学が第三者に実施許諾することができるというひな形がございます。

これを全国の大学に浸透させていくことが重要ではないかということで、共有先企業が一定期間において正当な理由なく不実施の場合には、大学が独自で第三者にライセンスできるようなルール整備を急ぐことが急務であって、法制度の整備も含め検討すべきであるといった考え方を示しております。

その際に、不実施の解釈ですとか、企業のほうがあと一步で事業化にたどり着くような状況で、ライバル企業にライセンスされてしまうことがないような手当ては、大学知財ガバナンスガイドラインのほうでしっかり規定することが考えられるという整理の仕方をしております。

9ページの(4)でございますけれども、これはスタートアップがポートフォリオ形成をする際に、特許探索をしやすくするための官民IT基盤の連携強化が必要ではないかということで、その手法として、権利者にライセンス意思の表示を促すようなインセンティブ設計をすることも必要であるという整理をさせていただいております。

10ページの(5)のところでは、これはスタートアップの知財戦略を支える人材について、現状、スタートアップでこういった人材を抱えることは難しいという状況がございます。知財戦略を支える人材は多様なスペックが求められるということで、例えば、大企業の方、それから、コンサル、弁理士、弁護士といった様々なスペックの方々が市場に供給されて、適切な人材マッチングがなされる仕組みが重要ではないかということでもあります。

日本ではこういう人材が少ないということで、スタートアップのビジネスと知財戦略のいずれにも精通した人材の規模を増やすということと、それから、そういう適切な人材をスタートアップにつなぐコミュニケーターとして、VCがそういった役割を果たすことが期待されるのではないかということで、VC、あるいはそういった知財の専門家であります弁理士の関連団体が緊密に連携して、ネットワークを拡充していく取組が重要ではないかということを書かせていただいております。

あと、VCと大企業についても、同じように交流を深めるということと、大企業の人材が、例えば、副業・兼業のような形でスタートアップの支援がしやすい環境整備を整えていくことが重要と考えております。

それから、12ページの(6)は、大企業の経営アセットをスタートアップに提供していく流れをつくっていくべきではないかという視点でございます。そのためには、大企業の側にスタートアップの生み出した成果を十分に生かす能力であったり、スタートアップのイノベーション機能を自社の経営に取り入れる姿勢が求められるのではないかということを書かせていただいております。

12ページの一番下から、これは大企業の知財や人材をカーブアウト、スピンオフの形で切り出していく流れも重要ではないかということで、これについては、13ページでございますけれども、例えば、取締役会でそういった監督をするとか、あるいは投資家に対する

開示・発信といったことを評価していきたい。こういった内容を書かせていただいております。

最後に、14ページは、大学知財ガバナンスガイドラインの策定をしていくべきではないかということでございます。その中で、例えば、スタートアップを通じた事業化というのは大学のミッションであるといったことを明確化したり、あるいはこれを大学に浸透させるために、例えば、地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージといった施策との連動を考えていく必要があるのではないかとといった内容を検討会のほうで取りまとめたいただいております。

以上でございます。

○塩原参事官 続きまして、資料2を御覧ください。資料2は「デジタル時代のコンテンツ」戦略のビジョンにつきまして、検討タスクフォースにおいておまとめいただいたものでございます。

デジタル時代のコンテンツ戦略につきましては、前回の構想委員会、3月の会議におきましても、タスクフォースで検討中のアウトラインのイメージにつきまして御報告をさせていただいたところでございますが、検討タスクフォースはその後も2回の会議を開催いたしまして、今回、このような形で戦略の方向性と課題の整理という形でのおまとめをいただいたところでございます。

このタスクフォースにおきましては、デジタル時代におけるコンテンツをめぐる変化の動向について把握・課題整理を行った上で、今後の戦略の方針・方向性をまとめていただいたものでございますが、変化の動向につきましては、大きく3つの切り口からこれらを捉えていっているということでございます。

まず、1つ目の切り口は、個人による多様な創作活動ということでございます。

状況といたしましては、今、一億総クリエイター化、プロとアマチュアの境界の曖昧化といった状況があるところでございますが、そういった中での今後の可能性としては、さらに、フィンガープリント、ブロックチェーン等の幅広い新しい技術の活用等もしつつ、UGCの市場はさらに促進される可能性があるということございまして、それにより、権利者・利用者双方の利益を拡大できる可能性があるのではないかとということについて、着目しているものでございます。

2つ目につきましては、仮想空間上におけるコンテンツの消費等をめぐる新たな動向ということございまして、主としてメタバース並びにブロックチェーン・NFTの動向でございます。

まず、メタバースの動向につきましては、アバターが身につけるファッションの消費など、現実空間での消費行動がメタバース上に転移して、新しいコンテンツの消費を生む形となっていること、さらには、仮想空間上のアイテムの取引が行われるなど、独自の経済圏を形成する形へと発展しているということを捉えてということでございます。

一方で、課題として生じていることといたしまして、仮想空間上で保有されるデジタル

オブジェクトやその取引行為、その他アバターを介して行う様々な行為等について、それらの法的位置づけや、その場を提供する事業者、プラットフォーマーの法的責任など、メタバース空間内での権利関係等をめぐり、新たな課題を生じさせることにもなっているというところに着目しているところでございます。

その上で、これから生じる可能性ないしはリスクについて、こちらでまとめているところでございます。

可能性につきましては、メタバースの特性でございます。何よりも現実空間での物理的制約、時間的制約から解放され、自分自身の肉体的・精神的な特徴からも解放されるということがメタバース空間上で可能になってきますので、その中で自らの願望を実現できるということで、メタバース空間上での様々なアイテム等について、現実世界以上に様々な多様な創造、消費が発展する可能性があるということでございます。

さらに、国境のないメタバース空間では異文化の融合も加速していき、そこで生まれた新しい文化の潮流が現実世界にもフィードバックされていく可能性もあるということで、さらには、将来的には仮想空間において、もう一つの「現実」としての生活を送るような社会が訪れるかもしれない。

そういったところでの人々の交流が新たなコンテンツ消費・創造を促進することになるとも考えられますけれども、同時に、リスクといたしましては、メタバースの拡大が、リアル社会にある様々な問題をメタバース世界にも持ち込ませ、それらの権利関係や精神作用等をめぐり、予期しなかった課題を生じさせる可能性もあるのではないかという御指摘を頂いているところでございます。

続きまして「②ブロックチェーン・NFTの動向」ということでございます。

ブロックチェーンにつきましては、ユーザー間のピア・ツー・ピアの取引を行えるようにし、さらに、ブロックチェーンを活用した取引は耐改ざん性も高く、取引の真正性を証明できるようになるということでございまして、さらには、その技術を活用して、二次流通（転売）におけるオリジナル権利者へのロイヤリティーの支払いも可能としているというところが特徴となっております。

また、ブロックチェーンの応用分野でございますNFTにつきましては、デジタルコンテンツに技術的な唯一性を付与し「アセット」としての保有感を持たせることを可能としておりまして、そういったことによって希少性のあるデジタルコンテンツを商品化して、高付加価値化を図るというビジネスモデルが生まれてきているということでございます。

一方、現状、解決できていない課題といたしまして、NFTの技術は、NFT化された、NFTにひもづけられたコンテンツがそもそも正規品であるかを保証するのではなく、ブロックチェーンのデータは絶対に改ざんできないのですけれども、そもそもそこに乗せられたコンテンツ自体が海賊版である可能性がある。実際に現在のNFTアートのマーケットにも、権利者の許諾を取っていない非正規品が多く流通している等の問題が現実の問題としてあるということでございます。

これらを踏まえつつでございますが、NFT・ブロックチェーンの今後の可能性といたしましては、1つは、ピア・ツー・ピア取引の拡大ということでございます。ユーザー間のピア・ツー・ピアのデジタルコンテンツの取引を拡大させることによって、そのことが巨大プラットフォームによる市場支配等の構造にも変化を生じさせる可能性がある。さらには、コンテンツ流通のバリューチェーンの構造も変わって、クリエイターにより収益が分配されやすい市場構造をつくり出せる可能性があることに注目をいたしております。

もう一つでございます。ブロックチェーンを活用した分散型自律組織、DAO型のコミュニティを形成して、ファンとの共創による創作活動を展開したり、コミュニティ内での作品の直接取引、ないしは独自の経済圏の仕組みを生かしたクリエイター支援・育成等の取組が展開されるなどの新しい形を生み出す可能性があるとしているところでございます。

3つ目でございますけれども、産業構造の変化についての内容でございます。

これまでの動きとしましては、デジタル化に伴う市場のボーダレス化、グローバル化などの状況もございまして、よい作品は世界で売れるチャンスが広がる一方、世界規模の市場競争が激化し、さらには巨大プラットフォームの支配力も高まるなど、従来にはなかった形での厳しい市場環境をもたらすことともなっているというのが現状認識でございます。

そういった状況を踏まえてでございますけれども、今後の方向性につきましては、今後のメディアコンテンツ産業はこういった状況も踏まえ、1つは、求める方向性として、世界展開を前提としたビジネスモデルへの転換と収益多角化を図っていく必要があるのではないか。そのためのビジネスモデルの展開に向けて取り組むべき課題といたしまして、個々の制作事業者におけるプロデュース、クリエイション能力を高めること。広告主や代理店の視点からの要求に束縛されるのではなくて、視聴者の感動・共感を引き出すという原点に回帰すること。世界水準の制作体制を整備し、世界で売れるコンテンツを輩出して、それを積極的に売り込んでいくこと。魅力的な制作環境により世界から人材を引き寄せること。プロデュース人材、マネジメント人材の強化を図ることなどを挙げているところでございます。

また、2つ目の今後求められる対応・方向性といたしまして「②クリエイター等主導への展開とファンコミュニティの活性化」ということでございます。

今後の市場構造がクリエイター主導となっていく可能性に加えまして、クリエイターやキュレーターとファンコミュニティが直接つながり、そこに付加価値が生まれる、いわゆるピア・ツー・ピアに近づいた形でのビジネスが一層発展していくことが予想される。さらには、クリエイター育成、人材発掘に当たってのファンコミュニティの役割というものも大きくなっていくものと考えられるということでございます。

これらを踏まえまして、クリエイターの裾野拡大や収益多角化を図る観点から、ファンコミュニティの活性化を促進するよう、個人クリエイターの多様な創作活動を促進すること。ないしはメタバース、Web3.0など、ファンコミュニティとの親和性が高い新たな

技術を活用したビジネス環境の整備を促進することについての御提言を頂いたところでございます。

これらの背景的な課題整理を踏まえまして、最終的にこの報告書におきましては、戦略の方向性・柱といたしまして、大きく4つの柱・方向性をお示しいただきました。

1つ目は「コンテンツの『利用』と『創作』の好循環による価値増殖の加速」ということとございまして、具体的には、著作権制度関連施策の快適な環境ということとございませぬ。著作権の権利処理の手續・コストを低減し、とりわけデジタル時代のスピードに対応した手續の迅速化を可能とするような対策・対応が必要ではないかということとございませぬ。

2つ目は「Web3.0時代の新たなコンテンツビジネスの展開」ということとございまして、メタバース、ブロックチェーン・NFT等の活用によるゲームチェンジへの挑戦。

3つ目は「海外展開を見据えたメディア・コンテンツ産業の構造転換と収益多角化」。

4つ目は「個人による多様な創作活動の活性化とクリエイターの裾野拡大」。

以上が施策の大きな柱とございまして、それに対応する課題項目等につきましても、整理を行ったとなったというところとございませぬ。

資料2については、以上とございませぬ。

○澤川次長 では、私のほうから、資料3に基づきましてCreate Japanワーキンググループの検討状況について、御報告をさせていただきます。

Create Japanワーキンググループは、田中里沙委員を座長といたしまして、これまで3回会議を開催いたしました。

取りまとめにつきましても、資料4のほうに入っておりますので、ここでの説明はその概要ということと、この1枚紙を用いて説明をさせていただきます。

総論・背景は上の枠囲いのところとございませぬ。

新型コロナがもう2年以上続いておりまして、クールジャパン関連分野、ライブ・エンタメであるとか、観光、食といった関連分野に大きな損害が出ております。昨年引き続き、必要な支援を着実に実施するとしております。

また、その一方で、今後に向けた明るい動きということと、例の一つとして、昨年夏に行われました東京オリパラでは、選手・関係者で様々な形で日本の食文化、生活文化が海外に発信された。クールジャパンにとっても大きなレガシーだと考えておりますし、今後の2025年の大阪・関西万博はクールジャパンにとっても絶好のチャンスであると考えております。

時期はまだ分かりませんが、来るべき時期にインバウンドの全面再開というものがやってくる。いわゆるアフターコロナということかと思っておりますので、そこに向けてクールジャパンをいま一度磨き上げ、力をたくわえていただきたいということと、緑の枠にありますが3つの具体的な手法を提示することで、関係者にメッセージを投げかけているという形になっております。



キーワードは3つございます。「サステナブル」「コミュニティ」「マッチング」という、この3つになります。いずれも片仮名です。

1つ目の「サステナブル」については、世界の潮流であるサステナブルはクールジャパンと親和性が高いのではないかとということで、世界の人から共感が得られるような日本の魅力・ストーリーというものをいま一度つくっていきましょう。

2つ目の「コミュニティ」は、クールジャパンの関連分野には熱烈な外国人のファンがいるということで、そういったファンを意識しながら、ファン同士のつながりというものを強化してコミュニティを活性化させて、こういう情報発信で世界に広げていきましょう。

あと、関係者の「マッチング」ということで、既に官民連携プラットフォームという組織が7年ほど前にできております。いま一度その活動を見直して強化することで、クールジャパン関係者のさらなる強化を図っていきましょうということです。

結論になりますが、日本の魅力というものをいま一度サステナブルの視点から磨き上げて、コミュニティとの共創、関係者のマッチングをさらに強化することで日本の魅力を世界に積極的に発信し、さらに、経済成長につなげていきましょうという内容になっております。

詳細につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

以上です。

○川上参事官 それでは、続きまして、議題（2）のほうになりますけれども、資料4を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、画面の共有をさせていただかないので、大変恐縮ですが、委員の皆様方におかれましては、お送りしたお手元の資料を御覧いただければと思います。

黄色くハイライトされている部分が特にポイントのところでございますので、こちらを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目に目次がございます。最初に「はじめに」と「基本認識」を整理した上で、それから、知財戦略ということで全体を構成させていただいております。

2 ページ以降、まず、基本認識の整理でございます。

最初に、2ページの4行目で日本のイノベーションが低迷しているということを記述させていただいておりますが、これはWIPOのグローバル・イノベーションインデックスにおきまして日本は13位ということで、依然として世界の主要国の中では低順位ということで、特に21行目でございますけれども、ビジネスの始めやすさという項目の順位が低いという状況がございます。

3 ページ目の9行目以降でございますけれども、知財戦略に与えるグローバルな競争環境変化について整理をさせていただいております。

3ページの15行目のところで、最初にイノベーションスピード競争が起こっているということを指摘してございます。こういう中で、既存の企業だけではなく、スタートアップ

をはじめとする、そういったいろいろな主体がイノベーションに参加する必要があるのではないかという問題意識でございます。

3 ページの25行目のところ、熾烈な技術覇権・国際連携競争の高まりということで、これは産業構造がピラミッド型からレイヤー型に変わっていく中で、レイヤーを支配する上で、標準活用の有用性が高まっているという認識を示しております。

4 ページの5行目、こちらはデジタル空間の技術パラダイム転換ということで、ブロックチェーン技術等がメタバース空間において使用が広がる。そういう状況の中で、知財戦略にも影響を与えているということで、どう対応していくかといった問題を指摘してございます。

4 ページの24行目、新たな知財としてはどういった有用性が高まっているかということで、最近、欧州のほうで、今年2月に欧州データ法が公表されているなどの動きがございますが、そういう中での日本としての問題意識を記述しております。

5 ページの6行目以降は、今、日本の知財エコシステムがイノベーションに貢献できているかという問題意識で整理をしてございます。

5 ページの12行目のところ、まず最初に、知財への投資が日本では不十分だという問題意識でございます。知財・無形資産の活用によって、それをビジネスモデルと結びつけて、利益につなげていくこと、これがうまくいっていないのではないか。その結果、さらなる投資も抑制されているのではないかという問題意識を指摘してございます。

5 ページの33行目ですが、2点目といたしまして、日本企業等の知財がフル活用されていないのではないかという問題意識がございまして、これは6 ページの6行目以降に入れておりますけれども、日本の知財の利用率は50%程度ということです。こういった知財をフルに活用していく環境整備が必要ではないかという問題意識を指摘してございます。

6 ページの25行目のところで、自己完結型の企業の知財管理が産業のダイナミズムを阻害しているのではないかといった指摘をさせていただいております。近年、オープンイノベーションの重要性が高まる中、自前主義を前提とした知財管理から、こういったオープンイノベーションに対応できるような、オープンかつ柔軟な知財管理への変化が求められているといった問題意識がございまして。

7 ページの7行目のところ、大学で創出される知財の事業化においても、いろいろな意見があるということでございまして、これは先ほどの検討会の報告の中で指摘されている問題点を指摘してございます。

こういった点を踏まえて、7 ページの33行目以降で、今後の知財戦略の方向性として、1つは、イノベーションに貢献する知財エコシステムに転換していく必要があるのではないかということ。

8 ページの23行目以降になりますけれども、デジタル化に対応したコンテンツ戦略、クールジャパン戦略が必要ではないか。こういう基本認識をお示しさせていただいております。

9ページの9行目以降です。知財戦略の重点ということで、8施策を掲げさせていただいております。

最初の1.のスタートアップ、大学の知財エコシステム、これは先ほどの検討会の取りまとめの内容とほぼ同じ内容を整理させていただいております。

それで、ずっと25ページまでとばさせていただきまして、今申し上げた検討会の整理をさせていただいているところでございます。こちらについては、先ほども説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

25ページの26行目でございます。2点目の施策の柱といたしまして、知財への経営者の投資活用促進メカニズムの強化を整理させていただいております。これは昨年の知財計画の中でも柱として触れさせていただきましたように、コーポレートガバナンス・コードの改訂が昨年6月に行われて、そこで知財の投資についての開示、あるいは取締役会の監督が盛り込まれたわけでございます。

26ページの6行目以降に入れてございますけれども、コーポレートガバナンス・コードの改訂を経て、具体的にどういった形で企業が知財・無形資産の戦略を開示、あるいはガバナンスしていけばいいのかという観点から、今年1月に知財・無形資産ガバナンスガイドラインを改訂させていただいたところでございます。まず、これをきちんと企業、あるいは投資家の方々に、対話の中で使っていただくということが重要ではないかということとしてございます。

27ページの15行目以降で書いてございますが、好事例の収集なども進めていきたいということと、それから、19行目以降でございますけれども、先ほどスタートアップの御説明の中で触れさせていただきましたように、大企業のスタートアップのイノベーション能力活用について、このガイドラインを拡充していくということ。

27ページの31行目以降でございますけれども、今後、投資家側においても、知財・無形資産戦略の活用をさらに促していく必要があるのではないかとということで、28ページの上のほうにございますように、投資家側にこういった意識の働きかけを強化していったらどうかといったことに対する内容であります。

28ページの9行目以降で、中小・スタートアップにとっての知財・無形資産の投資活用を高めていただくことが重要ではないかということでございます。これは具体的には、知財・無形資産を活用して金融機関から適切に評価をされて、資金提供につながるような環境整備ということで、28ページの19行目以降に追加してございますけれども、現在、金融庁、法務省で検討しています事業成長担保権が有効ではないかといったようなこと、それから、32行目以降、経営デザインシートの活用といったところを書き加えてございます。

○奥田政策企画調査官 続きまして、30ページのほうに移りまして、22行目、標準の戦略的活用の推進のお話をさせていただきます。

まず、27行目からですが、現状認識といたしまして、標準の重要性の認識が世界的に高

まっております、主導権をめぐるまして諸外国で動きが活発化しているという状況でございます。

一番下の36行目から次のページにわたります、例えば、EUは2022年2月にEU標準化戦略を公表しておりますし、中国は、31ページの1行目でございますが、2021年10月に国家標準化発展綱要を公表しております。我が国といたしましても、こうした動静に十分留意しながら、国際標準を活用・推進していくことが必要不可欠であると考えております。

31ページの27行目に黄色で塗ってございますが、それに対しまして、我が国といたしましては、諸外国の動きを見ながら、科学技術・イノベーションの社会実装を推進・強化するために、産業政策上、重要な分野を中心に標準活用を加速化させる必要があると書かせていただいております。

次に、32ページに移りまして、14行目です。それを進めるに当たりまして、社会実装戦略、国際競争戦略、国際標準戦略の明確化と事業管理の仕組みの導入というところでございます。

16ページから始まりますが、前述もありましたが、イノベーションの競争がスピードに移ってきているということで、高い水準の競争戦略と一体不可分となる質の高い標準戦略が必要となるという状況でございます。

23行目の黄色のところ、しかしながら、残念ながら、社会実装加速に向けての戦略とか、国際競争戦略を明確にしないまま、標準戦略を単独であるものとして策定されているということが多く見られまして、これでは標準戦略を進めたとしても、事業の成功に結びつけるのはなかなか難しいのではないかと考えております。

そのため、31行目からの黄色の部分になりますが、科学技術・イノベーション施策等の重要分野におきまして、早期社会実装を実現するために、政府の支援事業におきましては、その事業の競争戦略の策定段階におきまして、標準に関する取組等、民間事業者の経営層によるコミットメントとか、評価の体制の確保を含む継続的な事業管理の仕組み、こういったものの導入を進めまして、企業による国際標準の戦略的な活用を促進していく必要があると考えております。

32ページに移りまして、5行目でございます。とはいえ、民間にのみ期待するというのもなかなか大変な部分もございますので、33ページの5行目から、産業・分野・事業ごとに国際標準戦略のプロフェッショナルリティを補完する政府のCS0という、有識者による指揮や推進、また、独立行政法人等の関係機関によるサポートも推進していく必要があるのではないかと考えております。

さらに、それを進めるに当たりまして、10行目、標準活用人材の育成というものは当然必要になりますので、そこを記載しております。

18行目辺りです。人材を強化していく必要があるのですけれども、我が国のグローバル市場で戦う企業の大部分におきましては、数多くの事業セグメントを抱えておりますので、投入リソースを確保するのがなかなか難しいということになっております。

その結果、21行目の黄色のところ、標準活用の投入リソースにつきましては、欧米企業に比べまして大きく劣後している状態になっております。特に諸外国では、民間企業が国際標準化のプロセスに若手人材を投入したり、国際標準化機関に要職経験者を多く参画させるということで、国際コミュニティーをリードする人材戦略が取られております。

これに対して、我が国も人材育成を進めていく必要がございますが、28行目の黄色のところですが、1社で考えるのではなく、社内のみならず、事業領域ごとの関連業界の中で戦略的に人材を育成・管理していく。それから、国際標準戦略に関わる人材のキャリアパスの明確化等をしながら、国際コミュニティーへの参画等の対応強化というものが必要となるという状況でございます。

続きまして、35ページ、24行目の標準必須特許の戦略的獲得・活用というところを御覧ください。

近年、IoT技術の進展に伴いまして、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許である標準必須特許がグローバルな競争に与える影響はますます高まっております。標準必須特許をめぐる紛争解決、ルール形成をめぐるグローバルな主導権争いというのが近年ますます激化しております。

32行目にありますが、本年2月には欧州委員会が中国に対しましてWTO協定に基づく協議要請を行うなど、通商問題へと発展しているという現状がございます。

36ページの9行目ですが、標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けたルール形成というのが重要でございます。16行目でございますが、誠実な交渉態度の明確化につきましては、今年3月に経済産業省が標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉支援を公表しており、また、特許庁においても、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにつきまして、現在、アップデートを行っているという現状を盛り込んでおります。

○前田政策企画調査官 続きまして、4章のデータ流通・利活用の環境整備のところなのですが、37ページ目をめくっていただきまして、3行目から6行目まで、欧州ではGAIA-Xのアーキテクチャーに準拠して、プラットフォームの構築が進められているほか、今年2月には欧州データ法案が発表されて、ノンパーソナルデータを含めたデータについての法整備も進展している状況です。

一方で、我が国は、同じページの29行目から38ページ目の上の図のところに書かせていただいているステークホルダーの懸念・不安ですが、これを払拭するためのデータ取扱いルールの実装が、データ利活用を推進していくために必要だという課題を認識しております。

このために、例えば、不正競争防止法では2019年に限定提供データの制度が始まっておりますけれども、38ページ目の4行目、5行目で、ちょうど3年めど見直しが迫っていることから、不正競争防止法における営業秘密・限定提供データに係る規定についても、適切な制度の在り方の検討が進められているところです。

また、8行目から14行目にかけてですが、包括的データ戦略において準公共等の重点分野でプラットフォームを構築していくことや、分野間のデータ連携基盤を構築していくことが掲げられている中、これらプラットフォーム・データ連携基盤においても、データ取扱いルールの実装が必要になるという課題意識から、サブワーキンググループを立てまして、データ取扱いルールをプラットフォームに実装していく際に踏まえるべき検討の視点と手順をガイダンスという形で取りまとめて、3月に公表しています。

このガイダンスには4つポイントがございまして、1つ目が38ページ目の16行目からなのですけれども、価値創出プロセスの設計段階からルール検討を始めることが重要です。ガイダンスでは、まず、ステークホルダーを把握して、価値創出プロセスを描いて、ステークホルダーがどのような懸念・不安を抱いているのかを把握してから、その程度に応じたリスクへの対応方針を定めてくださいと記載しています。

2つ目のポイントは、コントローラビリティーの確保でして、データ流通を推進しようとするとして、データ提供者やデータの表現対象となっている被観測者、これは個人だけではなくて法人も含む概念ですが、これらの方の懸念・不安を払拭していくことが非常に大事になってきます。

そこで、そのために被観測者、データ提供者のコントローラビリティーを確保してくださいと申し上げておまして、コントローラビリティーというのは39ページ目の17行目から16行目に記載しておりますが、明示された目的及びデータ取扱い方針の範囲内でデータが利用される、もしくは範囲外でデータが利用されないように、被観測者やデータ提供者がデータの取扱いに直接的または間接的に関与可能なメカニズムのことです。

どれぐらい直接的、もしくはどれぐらい間接的なのかというところはリスクに応じて決めてくださいとしておまして、コントローラビリティーの確保の方法として、17行目から20行目ですが、特定のデータ取引プロセスを課すとか、ITを利用するとか、あるいはプラットフォームへの参加条件として、認定・認証の取得を課すといった方法があるということをごガイダンスには例示しています。

3つ目のポイントは、参加資格の管理によるガバナンスの確保でして、40ページ目の4行目ですが、悪質なルール違反が続くような参加者は参加資格を剥奪できるようなメカニズムをつくることによって、プラットフォームを介したデータ流通のガバナンスを確保してくださいとしています。

4つ目は、アジャイルガバナンスの実践です。ステークホルダーの懸念・不安は、技術の進展や国際的なデータ流通の動向など、様々な内容で変化することから、ルールは作りっ放しではなく、更新をしていくことが重要だとしております。

同じページの12行目から16行目ですが、今後、分野ごとのプラットフォームや分野間データ連携基盤の構築を加速する中で、このルール・ガイダンスを参照しながら、適切なルール実装を図っていくことにしています。また、デジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤についても、同様にルール実装ガイダンスを参照して、ルール実装を推進

していくということにしております。

さらに、17行目から20行目ですが、データ取扱いルールの内訳もアジャイルに見直ししていく必要があるという認識をしております。

21行目からですが、大学や研究機関で生まれる研究データの利活用においても、データ取扱いルールが非常に重要になるという認識をしています。こちらは統合イノベーション戦略推進会議において検討されて、まずは公的資金による研究データについて、管理・利活用に関する基本的な考え方というのが出されています。

これによりますと、28行目、29行目ですが、研究者や研究プロジェクトのマネージャーは、データマネジメントプランを作成して、管理対象とする研究データを特定した上で、これに体系的なメタデータを付与することになっています。そして、31行目からですが、メタデータの中には研究データを公開するのか、共有するのか、非公開とするのかという方針を含めることとしています。

41ページ目に行っていただきまして、一方で、研究データの創出には多くの関係者が関与してくるので、公開とか共有の方針を取る場合に、どういう条件にするのかというところが非常に重要なところです。

そこで、5行目から6行目ですが、研究者の研究データの公開・共有へのインセンティブを高めると共に、研究データの利活用によって、新たな研究成果が生まれる好事例の整理・体系化するとしております。

施策としましては、いろいろ書いておりますが、43ページ目に行っていただきまして、まず、5行目から10行目までのところ、先ほど御紹介したガイダンスについては、包括的データ戦略で取り組むとされているDATA-EXや重点分野のプラットフォームに加えて、デジタル田園都市国家構想推進交付金タイプ2、タイプ3というのがございまして、そこで構築されていくデータ連携基盤において、ガイダンスを参照した適切なルール実装を推進していくことにしております。

また、研究データについては、16行目、17行目ですが、メタデータの付与を進めるとともに、先行事例や課題等の横展開を促進していくということにしております。

○塩原参事官 続きまして、45ページを御覧ください。重点施策の5つ目でございます。デジタル時代のコンテンツ戦略でございます。

コンテンツ戦略につきましては、今年の計画では大きく5つの項目として施策をまとめておりますが、そのうち特に新しい項目として立てましたのは1つ目でございます。46ページからでございます。Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略でございます。先ほど御説明申し上げましたタスクフォースでの検討成果を踏まえての内容でございます。

その冒頭につきまして、まずは、コロナ禍の状況ということでございます。コロナ禍で活動停止を長期間にわたり余儀なくされたライブ・エンタメにつきましては、引き続き支援していくことについて、ここで言及いたしております。

その上で、タスクフォースに頂きました戦略・方向性を踏まえて、3つの切り口からの

記載をしております。

1つ目は、メディアコンテンツ産業の世界市場への展開ということでございまして、世界規模の配信プラットフォームの支配力が強まる一方、市場のボーダレス化・グローバル化によって、よいコンテンツは世界で売れるチャンスが拡大しているという状況を踏まえて、我が国のメディアコンテンツ産業は、今後、コンテンツの強さで競争力を発揮し、世界展開を前提としたビジネスモデルの展開を目指していこうという方向性でございまして。

2つ目は、個人の創作活動等の促進とクリエイターの裾野拡大でございまして。個人の創作活動につきましては、コミュニケーションツールとしてのコンテンツ発信の一般化、一般人によるコンテンツ制作の拡大といった状況があることに加えまして、31行目以降でございまして、メディアコンテンツ産業のビジネスモデルにつきましても、送り手と受け手の双方向の対話や、クリエイターとファンコミュニティの共創を重視したモデルになってきているということでございます。

さらに、Web3.0の時代におきましては、クリエイター主導といった傾向が強まっていくという可能性を指摘しているところでございまして、こういった中、最終的な方向性でございますが、48ページ、18行目以降でございまして、個人による多様な創作活動の促進とクリエイターの裾野拡大を図り、UGCのマネタイズを可能とする仕組みの積極的導入や、ファンコミュニティの活性化などを進めていくことを方向性として示していただいております。

48ページ目は、仮想空間上における新たなコンテンツ消費等への動向や対応でございます。この一端の新しい動向につきましては、26行目以降にあるように、既存のプラットフォームに依存しない新しい形のコンテンツ流通の可能性など、コンテンツビジネスにとってゲームチェンジの機会をもたらす可能性もあるとしてございまして、このチャンスを生かしていく必要があるということでもあります。

一方、先ほどのタスクフォースの報告にもありまして、こういった状況は新たな法的課題等も生じさせる可能性があると言っております。新たな法的課題への対応につきましては、50ページの19行目以降にございまして。50ページ中段の下ですけれども、法的課題等の対応につきましては、これが不明瞭なままでは、ビジネス上のリスクを伴って、多くの事業者が参入する上での阻害要因となることも懸念される一方、この分野は、現在、まだ予想もしなかった課題が今後生じる可能性も高いところでございまして、この分野に対する法的枠組み等を直ちに設けること、新たなビジネスの可能性を阻害する結果となるおそれもあるとして、慎重な姿勢を求める声も聞かれている状況でございます。

ということでございまして、現在、こうした課題に対しましては、民間事業者等によるソフト部分の対応によって解決が図られるところも大きく、政府においては、これらの状況を踏まえつつ、民間事業者等と密接に連携しながら、時代に即した課題把握を行い、必要な論点整理を進めていくことが求められるといった現状の整理でございます。

それぞれの政策の方向性といたしまして、それらがもたらす新たな法的課題等について、



民間事業者と連携しつつ、必要な課題把握を行い、論点を整理すること等を施策の方向性として位置づけているところがございます。

コンテンツ関係につきまして、次の大きな2つ目の項目といたしまして、デジタル時代に対応した著作権関連制度の改革が53ページにございますけれども、こちらにつきましては、全体がまだペンディングということになっています。こちらにつきましては、2021年度計画からの継続課題でございまして、2021年の計画におきましては、多種多様なコンテンツについて、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図ることといたしまして、拡大集中許諾制度等を基に検討し、2021年度の結論として、2022年度中に措置ということになっていました。これを踏まえ、現在、文化庁の文化審議会においても検討が進められているところがございます。そのような状況を踏まえつつ、最終的にこの記載を盛り込んでいきたいと考えているところがございます。

コンテンツ関連の御説明は以上でございます。

○浜岸参事官 続きまして、60ページに飛びますが、6つ目の施策、中小企業・地方・地域農業分野の知財活用強化ということで、1つ目の中小企業・地方・地域の知財活用支援につきましては、22行目にありますが、昨年12月に中小企業庁、特許庁、INPITは、中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランを策定して、中小企業に対する知財経営専門家チーム伴走型支援等を行うといった施策を盛り込ませていただいております。

飛びまして、62ページの(2)、26行目の中小企業の知的財産取引の適正化というところでは、63ページの4行目、中小企業庁が本年2月に大企業、下請、中小企業のさらなる取引適正化に向けた5つの取組を取りまとめまして、これに基づき、知財Gメンの創設、知財取引アドバイザリーボードの開催等を行うと、こうした取組を書かせていただいております。

29行目の「(3) 農林水産業分野の知的財産活用強化」というところでは、64ページの22行目にございますが、農業分野の特性を踏まえて、農業分野における営業秘密の保護ガイドラインを策定したことを盛り込ませていただいております。

66ページから、7つ目の施策、知財活用を支える制度運用・人材基盤の強化というところで、まず1つ目が、知財紛争解決に向けたインフラ整備ということでございまして、67ページ、21行目に飛びますが、法務省の法制審におきまして、仲裁法の手続、調停の手続について要綱が取りまとめられまして、法案提出に向けた準備が進められているということです。

また、34行目で、民事訴訟のIT化につきまして、法制審が民事訴訟法の改正に関する要綱を答申しまして、民訴法の改正によって、知財の交渉につきましても、さらなる迅速化・効率化が期待されるということを書かせていただいております。

69ページ、6行目の「(2) 知的財産権に関わる審査基盤の強化」というところでは、19行目、企業の知財戦略が多様化していることを受けまして、特許審査に対するユーザーニーズが変化しておりまして、26行目、ユーザーとの特許権の競争という観点の下、これ

までの適用過程を見直し、必要な申請処理の検討を行うということ。

70ページの6行目で、審査官のみならず、審査出願手続や紛争解決業務を行う弁理士、弁護士の役割が重要であるということを書かせていただいております。

71ページの「(3) 知財を創造・活用する人材の育成」というところでございます。やはり初等教育から高等教育、社会人教育に至るまで、知的財産の創造・活用できる人材を育成していくことが重要でございます。社会人におきましては、知的財産管理技能検定の活用ですとか、また、大学におきましては、知財教育に関連する教育機関系共同利用拠点を中心とした普及、それから、初等・中等教育につきましては、知財創造教育の普及について触れさせていただいているところでございます。

○澤川次長 最後、8つの重点施策の8番目、クールジャパンについて御説明をさせていただきます。

72ページを御覧ください。ここは総論のところでございます。新型コロナの影響を受けたクールジャパン関連分野に必要な支援をしていこうと。

次の73ページ、東京オリパラ、2025年の大阪・関西万博につきましては、先ほど御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

75ページ以下が今回新たに盛り込んだということで、アフターコロナに向けた3つの具体的な手法を提示しております。

1つ目が、先ほど申し上げたサステナブルということで、最近、世界的な潮流になっているということで、76ページ、3行目にありますが、新型コロナの影響で人々の意識が変わってきた。地域・環境への配慮を重視するようになってきたということで、14行目、今後のクールジャパンの取組においては、モノ・コンテンツのすばらしさだけでなく、その背景にあるサステナブルな考えについてももしっかりアピールすることで、世界の人々から共感を得るようにしていこうと。

21行目「ただし」ということで、今のクールジャパンの中にサステナブルと相入れないものが含まれていないかチェックする必要がある。例えば、過剰包装、使い捨て、食品ロスなどの問題も指摘されております。

33行目、ということで、アフターコロナを見据えて、今から直ちにサステナブルの考えを踏まえ、それぞれのクールジャパンの魅力の磨き上げを行って、世界の人々の共感が得られるストーリーにしていこうとということでございます。

77ページ、3行目以下は留意点ということで、外国人に分かりやすく伝える工夫が3行目、あと、11行目、サステナブルによって生み出された価値、美しさ、機能性、耐久性などにもしっかり留意しましょうと。あと、19行目、地方の生活がクールだという外国人が増えているということ。27行目には、クールジャパン全体がサステナブルの視点で磨き上げられれば、社会全体も変わっていくのではないかと期待を述べております。

2つ目、78ページ、コミュニティーのところ。近年、コミュニティーとの共創によるビジネスが注目されているということで、ワーキングでは今治タオルの会社をヒアリン

ダしております。その例ということで、3つのプロセスがございました。

1つ目、19行目、語りたくなる商品コンテンツと。そもそものコンテンツに魅力がなければ、ファンは生まれない。

2つ目、24行目、体験を通してファンをつなげていこうということで、イベントをやったり、オンラインコンテンツの充実をすることで、31行目にありますように、ファンとファン同士がつながって、自発的にSNSで発信されるようになる。

3つ目の取組は、コミュニティを通して広げるということで、タオルの会社でしたけれども、レストラン、美容院とか、他業種にも共創が広がったということで、彼らのコミュニティを通してさらに広がったということになります。

ということで、79ページに移りますが、これらを踏まえまして、コンテンツのファンに対してリアル、オンラインを通じて継続的に働きかけることで、ファン同士がつながり、コミュニティが形成され、さらに、体験・感動を共有することで関係が一層深まり、コミュニティの熱量が高まって、自発的にSNSで広く拡散していくようになるということです。

14行目以下は留意点となっておりますので、省略いたします。

今後の展開として、80ページの5行目以下でございます。地方の魅力、地方が外国人から行ってみたいという地域にしっかりと成長するには、その地域にある様々な魅力、自然・文化・産業・食などの担い手が一体となり、さらに、コミュニティ同士が共創していくということが必要なのではないかと。ただし、15行目にありますように、これらはいずれもデジタルを介してつながることで初めて実現するというところで、17行目にありますデジタル田園都市国家構想にも合致する取組を支援していこうとしております。

また、19行目以下でございますが、これからのWeb3.0時代においては、世界中の消費者がブロックチェーンを介したトークンでつながるトークン経済圏が出現すると言われております。日本のアニメ、漫画、ゲームといったコンテンツがベースとなったトークン経済圏が出現するということになれば、これはすなわち世界的規模のコミュニティでもあり、さらにコンテンツの価値が高まっていくのではないかとしております。

3つ目、クールジャパン関係者が結びつく場ということで、29行目、2015年に創設されたクールジャパン官民連携プラットフォームというものがございまして、クールジャパン関係者の相互の連携に努めているところでございますが、81ページ、7行目、残念ながら、その活動は総じて低調ということで、16行目にございます、情報を相互に発信するとか、クールジャパン関係者双方でそれぞれの強みと弱みを補完し合うマッチングをやっているということで、23ページ以下にあります具体的な4つの取組をやっているところでございます。

82ページの(2)以下は、昨年度の知財推進計画2021に書かれたことのフォローアップ、各省の具体的な施策の列挙でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま知的財産推進計画2022の検討状況を御説明いただきました。この内容について、委員から御質問、御意見を頂きたいと思います。

今、55分残ってまして、今日は15人の委員が御参加と伺っていますので、お一方当たり3分をめどにいただければと思います。挙手ボタンを使っていただければと思いますが、出雲委員、お願いいたします。

○出雲委員 御説明ありがとうございます。

私からは2点、スタートアップが知財の対価としてストックオプションを柔軟に活用できるようにという施策の重要性、そして、今、スタートアップの事業化に向けて、大学の知的財産を最大限活用できる環境を整備しなければいけない意義、重要性について、1点ずつコメントを申し上げます。

まず1点目、これは施策の方向性のところにも一番最初に書いていただいております。国立大学法人や国研が知財の対価としてストックオプションを活用できるようにする。これは別の委員の先生方は、今、どういう現状なのか御存じないかもしれないのですが、スタートアップはお金がないのです。お金がないスタートアップは知財の対価を払えないではないですか。その代わりに新株予約権が使えるようになりました。使えるようになっているのですが、ただ、条件がついているのです。

その条件というのが、現金で知財の対価を支払えないということを自ら証明しないといけないのです。立証しないといけないのです。こんなナンセンスな制度はなくて、これから頑張ろうというベンチャー企業やスタートアップに、自分がいかにお金がないか、貧乏かということを証明させる。こんなことは必要ないのです。

新株予約権を紙くずと勘違いしているから、こういうことが起こるのです。新株予約権を大学が持てるというのは、金の卵を持っているのと一緒なのです。こんなにありがたいことはないのです。

日本の大学発ベンチャーは、今、2,905社ございます。この2,905社の中で上場を果たした大学発のスタートアップが67社。この67社の上場を果たした大学発スタートアップの企業価値の合計が3兆円なのです。3兆円を創出するすばらしい大学発スタートアップ、大学発ベンチャーというのは、一般の企業を創業するのと違って、打率も高いし、ホームランの確率もはるかに高いのです。

今、日本は1年間に新しい法人が13万社設立されますけれども、大学発ベンチャーほど成功しません。大学の知的財産、IPを活用したスタートアップがいかに関に日本に貢献しているか。そして、成功確率が高いか、打率が高いか、ホームランが大きいかということを考えると、新株予約権を対価として取得しやすい環境は、ぜひ今年度、2022年内に結論を出していただかなくてはならないと思っております。

そして、スタートアップの事業化に向けて大学が保有する知的財産を流動化すると、どんなにすばらしいことが起こるか。今、日本の特許の出願件数が年間25万件、アメリカが

29万件です。ほとんど数は一緒ですよ。ですけれども、大学発のスタートアップで見ますと、我が国は244社、アメリカでは1年間に1,000社の大学発ベンチャーが生まれております。これは大学が持っている知財の流動性が低いから、日本は大学発のスタートアップが生み出されにくいということを示しております。

一方で、東大の大成功しているパターンを、日本の800、全国の86の国立大学法人に東大のひな形、東大の成功事例を移転すると、どんなにすばらしいことが起こるか。これはちよっと最後に申し上げます。

大学発ベンチャーは2,905社ありますけれども、東大発ベンチャーは323社ございます。この323社のうち、東大発ベンチャーは11社が上場しました。1兆円の企業価値を創出しております。

京都大学は222社、早稲田と慶應が90社の大学発ベンチャーをつくっているのですけれども、今、日本で大学発ベンチャーが一番少ないのは富山です。富山は3社、青森は4社、島根は5社しかないのです。

でも、特許、そして、いい研究をする力が富山と東大で100倍違うかといったら、そんなことはないのです。東大が国立大学法人として専用実施権を持って特許・知財として確保しているのが年間約300件、今、大学発ベンチャーが一番少ないと申し上げた富山は、富山大学というのは年間30件ぐらい特許を申請しているのですけれども、これは共同出願で、使っていない死蔵している特許があまりに多くて、大学発ベンチャーを創出しにくいということを明らかに示しております。

日本の国公立大学の国内の出願特許は年間で約7,000件、正確には令和3年で6,726件なのですが、これを1件40万円で申請しているとしたら、特許の出願費用というのはたった27億円なのですけれども、日本の大学は、これが負担できずに企業に肩代わりしてもらおうと、共有実施になって死蔵してしまう。これはたった27億円なのです。ここをリスクマネーを供給するベンチャーキャピタル等が負担することによって、大学が共同研究先に遠慮なくスタートアップの振興やベンチャー企業を創出できるようにしたら、日本は本当によくになります。

ですので、スタートアップの事業化に向けて、大学が保有する知的財産、死蔵しているものがたくさんありますから、今以上に最大限活用できるようにできれば、法律改正、第73条第3項の実施許諾の要件を条件つきで緩和すること。万一、それができない場合には、企業側不実施の場合には第三者に対する実施許諾に同意したものとみなす規定を東大と同じように加えて、日本の大学発スタートアップ、6月の骨太の方針に書かれるスタートアップ立国宣言に合わせて、ぜひ2022年度内に結論を得るということ、ここに書いておおり、実現していただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 私の意見も、今、出雲委員がおっしゃった内容と大体同じなのですが、東大のモデルというのは、アメリカの政府機関が大学に委託研究をやるときの契約のモデルとほとんど同じでして、やはり共有は使い勝手が悪いということで、先ほど御紹介があったように、単願というのが原則となっているわけです。

このように単願をやりやすいのは、もちろんバイドール法にはっきりとした政策が示されているのと、それに基づいて政府機関がひな形を使っていて、大学が企業と共同研究するときも同じものを使っているということで、広く一般に使われているということです。

アメリカの場合は、共有であっても、ライセンスをしたり、譲渡したりする場合に共有者の承諾を得る必要がないのですが、それでもやはり共有だと使い勝手が悪いということで、単願、またはどちらかに特許を受ける権利を帰属するということが原則となっています。

日本の場合も、日本型バイドール法で示された大学の研究成果である発明の事業化という大学の新しいミッションを考慮すると、先ほど出雲委員がおっしゃったように、一定の期間、事業化されない場合、ほかの企業に事業化の機会を広く与えるというのが本態でありまして、アメリカの特許法の中に実現されているような、マーチン・イン・ライトのような制度を導入すべきだなと考えております。

それと、前回、今回の知財エコシステムの話をするのは司法と関係ないのではないかなというお話が出ましたけれども、大学を中心としたイノベーションエコシステムというのは、アメリカの特に西海岸の各都市の産業の活性化に大変重要な役割を持ちました。スタンフォードがなければシリコンバレーもなかったと思いますし、私が30年前にシアトルに移住したときにはボンにしかありませんでした。結局、ワシントン大学、オレゴン大学、スタンフォード大学、サンディエゴ大学等、核となる大学からの発明が基礎のハイテク産業の創設に非常に役立ったということで、同じようなことが日本でも期待されるのではないかと思います。

あと、クールジャパンについてもちょっとだけコメントさせていただくと、私、慶應大学で外国から来る留学生にクールジャパンをテーマにした知財の授業をやっているのですが、クールジャパンというのを知っているかと先週の授業で聞いたところ、一人も知らないということだったのです。皆、日本の強力なファンということで、恐らく留学から帰ったら日本文化のディプロマシーになってくれるのではないかなと思うわけで、特に日本に留学に来ている学生のための何か振興的な、広告的な、そういうプログラムがあればなと思います。

あと、私、このパンデミックが始まる前はドイツやフランスで集中講義をやっていたのですが、そのときフランスやドイツの普通のテレビ放送の中で、日本の文化がフィーチャーされることが結構多いのです。アメリカでもほとんどないのです。このような番組の中でクールジャパンを取り上げてもらえば、もっと裾野の広いファンをつくれるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

福井委員、お願いいたします。

○福井委員 ありがとうございます。

では、5番のコンテンツ戦略の関連で4点申し上げさせていただきます。

まずは、(1)の点、46ページからになるろうと思いますが、ライブイベントの危機的状況、これは本当に続いておりました、支援は極めて重要であろうと思います。他方で、この間進んだライブとDXの結びつきは大きなチャンスになるだろうと思います。

先月、BTSが2年半ぶりにやっと有観客のライブをできたのですけれども、これが同時中継で世界75か国でライブビューされて、同時にオンライン配信もされて、その収入が公演3回だけで100億円を超えたと試算されています。恐らくは3回の公演での収入では圧倒的な史上最高額だと思うのです。

日本でも、文化庁支援の舞台の過去のアーカイブ映像を字幕をつけて海外向けに配信したところ、従来にないような再生数に短期間で達するということがあり、これらを支えないのは国の損失だろうと思います。まず1点目です。

2点目は、48ページのメタバースです。ブルームバーグは2年以内に95兆円市場になると予想していますが、日本発のものを見ると、明らかに海外のミラーワールド系とはちょっと違ってしまっていて、オタク文化主導、クールジャパンとも親和性のある、むしろ世界を丸ごとコンテンツにしてしまっているようなメタバースが目立つのです。

このメタバースには、今後、あらゆる人間の活動が持ち込まれていき、当然ながら、あらゆるトラブルが持ち込まれていくことになると思います。御紹介があったとおり、法的課題はほぼ手つかずです。

知財だけの問題ではなくて、例えば、消費者保護の法律とか、あるいは下請法などはCtoCの世界には適用できないのですが、メタバース上の取引というのはCtoCがほとんどなので、多分適用できない。トラブル解決の準則がない。いや、それ以前に、トラブルの相手がどこにいるのかよく分からない。そもそも適用法がどこの国の法律かもよく分からない。これら全てが、狭い意味での知財ではなくても、コンテンツの課題ということが言えると思うのです。当面、恐らくはプラットフォームの規約とアーキテクチャーでの解決に依存していくと思うのですけれども、そういう点への視点も含めて検討を続けるべきだと思います。

3番目は、53ページからのデジタルアーカイブです。これはまさにDXの基幹インフラになると思うのです。幾らDX・技術が発達しても、デジタル化されているコンテンツがなければ生かせない。だから、アーカイブは非常に重要です。同時に、先ほど来のお話にもありましたけれども、権利処理ができなければ、それは使えないのです。だから、権利処理の基盤づくりというテーマは重要になる。このデジタルコンテンツの基盤と権利情報の基盤が結びつくこと、つながっていることがとても重要になるだろうと思います。

最後に、(4)の海賊版、56ページからになります。史上最悪と言われた3大漫画海賊版サイトは、月間で実に4億に迫る訪問、ページビューにしたら50億以上を集める状況が続いていましたけれども、3月に3大サイト全て閉鎖に追い込まれました。

これは出版社の対策チーム、政府、そして、国際的な協力なしにはあり得なかったことなのですが、しかしながら、後継の海賊版サイトへのユーザーの流入が直ちに始まってしまい、防ぐべく全力を挙げたのですけれども、1か月足らずで3大サイトの一角に食い込むぐらいの規模まで流入してしまったのです。

幸いこれはまた閉鎖に追い込めています。しかしながら、今後も同じようなホッピングを防いでいくためには、海賊版の本拠地だけではなくて、本拠地をたたくのはどうしても2年間など時間がかかるので、まさにそれを支えている各種の民間サービスに、連携して対策を取っていく必要があるのです。例えば、検索エンジンやSNSが流入を支えています。それから、一部の確信犯的なCDMの事業者とか、ドメイン事業者への対策が重要になって、そうした国際団体への働きかけも政策の鍵になっていくだろうと思います。

長くなりましたが、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、久貝委員、お願いいたします。

○久貝委員 資料1を中心に4点申し上げたいと思います。

1点目は1ページであります。大学の優れた知財を生かすということで、これの見える化を進めることが必要だという御説明がありました。そのとおりだと思いますけれども、他方で、このような書き方ですと、むしろベンチャーとかスタートアップ、あるいは中小企業が大学に行くという場合には、やはり新しい製品を作るときに相談に行きたいと。自分ではなかなか専門的な知見がない、技術的な知見がないので、相談に行きたいという考えがあります。

大学が持っている知財が見える化というか、商品のように出してというよりは、むしろ大学にいる人に関する情報、どんな研究をなさっているか、そういう情報を地域でオープンにしようということではないかと思います。書き方はお任せしますが、ニーズはそういうところにあると思っております。

2点目なのですが、これは6ページから7ページにありますTL0のことです。竹中先生がおっしゃるように、地方の大学がエコシステムになって、地域、あるいは経済の発展に大きな役割を果たすというのはそのとおりだと思いますが、ここにありますのは、大学のTL0に大きな格差がある。知財マネジメント強化、大学の知財マネジメント、TL0の強化が必要だと書いておられますけれども、現実問題としては、ここにありますように、知財プロの人がいないということでもあります。弁護士さんにしても、弁理士さんにしても、東京、大阪、名古屋に集中しています。ほとんど地方にはいない。そういう問題をどう考えるのか。

それから、地方には大企業もほとんどない。そういう中で、知財の契約をする、ライセ



ンスの取組をするというときに、そういうことが前面に出ますと、地方の中小企業にとって大学は、非常に敷居が高いものになってくるということでありまして、お願いは、このような方向で行くというのはいいとしても、3年後、あるいは来年でもいいのですけれども、その政策をぜひ評価・検証し、どうなったかということを示してほしいということを申し上げたいと思います。

それから、最後のところで、12ページから13ページのところです。「大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進」と書いてあるのですけれども、私どもスタートアップとか、あるいは地域の中の大企業に対してのニーズというのは資金と販路です。例えば、試作まではできる。けれども、量産は難しい。それはお金がないからだ。設備資金が必要だと。もう一つは、やはり人的ネットワークがないので、販路がなかなか開拓できない。

こういうところで大企業が出てくるわけですが、ここは何かよく分からなくて、知財人材を提供するということが書いてあるのですけれども、そうなりますと、スタートアップが持っているノウハウとか、そういう知財がどういう扱いになるのか、むしろ警戒感を持つのではないかというのがここを読んだ印象です。そういうことについては、スタートアップはむしろ弁護士さんとか弁理士さんにぜひ助けてほしいと思うはずだということを申し上げたいと思います。

そういう意味で、13ページに鍵括弧で<不公正な取引の是正>と書いてあります。この指摘は全くそのとおりだと私どもは思っておりますけれども、なぜ鍵括弧なのか。むしろここは極めて重要なので、(6)でもなくて新しい柱立ての(7)ではないかと思っておりますけれども、非常に中途半端な位置づけだという感じがいたしております。

この点につきまして、私ども、新しい資本主義会議でスタートアップの議論をしたときにも、委員のほうからこの点は非常に重要だということを申し上げております。

最後に、4点目ですが、1番目の前提で、スタートアップに必要なのは、イノベーションのスピードの競争だと書いてあるのですけれども、やや違和感がありますのは、ITはそうかもしれないですが、ディープテックとか、あるいはバイオというのはむしろ時間がかかると思うのです。そういう意味で、急げと言われてもちょっと違和感があるなど。

あと、スタートアップも重要なのですが、第二創業とか後継ぎベンチャーとかいうのがありまして、これは地方に特に多いのですけれども、経営者が若返ることによりまして、新しい技術の開発に取り組むというのがあります。そういうものもこのスタートアップの中に入るのだろうかということ。

それから、もう一つ、ここではユニコーンを生み出そうという意識が非常に強いと思っておりますけれども、社会的課題、環境問題に対応をするソーシャルベンチャーというのでしょうか、スタートアップ、そういう存在も大変重要だと思いますし、それは地方に多いということも申し上げておきたいと思っておりますので、そういうものに対して地方創生交付金をうまく使うとか、そのようなことについても、この中で盛り込めるものであれば、お願いし

たい。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いいたします。

○川上委員 私のほうからは2点です。

福井先生もおっしゃいましたけれども、海賊版の被害というのはずっと変わらず続いております。その中で、最近のEUの動向とかを見ていても、従来、プラットフォーム側、インフラを提供する側は、それに流れるようなデータ、コンテンツには責任を持たないというスタンスというのが、長らくインターネットの文化だったのですが、EUの動向とかを見ていても、それがやはりインフラ側にも応分の責任が求められるように世界の流れも変わってきております。

ですので、日本においても、今、権利者側が自分のコンテンツを守るために過大な負担を強いられている状況を、インフラを提供している側にももっと実効性の高い、社会的にもコストのより低い方法を検討していただくようお願いしたいと思います。

それと、もう一つですが、まず、メタバースとNFTの2つは重要なテーマだと思いますので、知財計画の中でも基準のテーマとして取り上げられたことは非常によかったと思います。書かれている内容も基本的には正しいと思っています。

その上で申し上げますけれども、メタバース、NFTというものがそれぞれの業界ではどういうものなのか。例えば、IT業界の立場で申しますと、技術的にはメタバース、仮想空間なんていうものは昔からあったもので、近年で何か技術的なブレイクスルーがあったものではありません。

NFTにおいても、これも何らかの件を認証する仕組みは、サーバー側でやる仕組みは今までもありましたし、ブロックチェーンでやったからといって、それで性能が遅くなるというデメリットはあっても、特にメリットはありません。なので、IT業界的には、メタバース、NFTは技術的なブレイクスルーを意味する単語ではないということをまず押えておく必要があると思います。

コンテンツ側にとってみても、メタバース、NFTというのは何かチャンスなのかというと、コンテンツ業界は、昔からすごく単純で、ユーザー数がいるところにコンテンツを提供するというのが基本方針ですから、まず、ユーザー数が増えないと話になりませんので、コンテンツ業界にとって、直ちにこれがビジネスチャンスになっているものでもありません。

ユーザー側にとってはどうなのかというと、こういう状態で提供されるコンテンツに何か利便性があるのかというと、多分、利便性的には不利なのです。なので、消費者側の利用におけるメリットはありません。

これは以前でも同じですし、例えば、NFT、ブロックチェーンを使った技術ではビットコインでもありましたけれども、あれもやはり利便性はなかったのですね。実需はなかったのです。つまり、メタバース、NFTというのは、現在、直ちに実需を生み出しているもの

ではないということを押えておく必要があると思います。

似たようなものとして、今までもセカンドライフとか、ビットコインとかはありましたけれども、これはコンテンツビジネスではなくて、金融ビジネスだということを認識することが大事だと思います。

ビットコインも実需はほぼなかったわけなのですが、あったとしたら、アングラマネーのマネーロンダリング、もしくは中国のように外貨持ち出しができない国が抜け道として利用したという。基本的に法律の迂回策として利用されているのですよね。まず、このことを認識する必要があると思っていて、今、NFTとかでも、すごい金額でアート作品が取引されたというニュースが出ますが、実際は分かりませんが、あれの多くは、アーティスト自身が自分で買って値段をつり上げてみたいなのをやって、そして、それをプロモーションとして宣伝している。そういうことが言われております。

実際、そうだと思います。ユーザーはいませんので、実需はありませんので、今、そこから出てくる情報というのはほぼ仕込みなのです。これはセカンドライフの時代から、IT業界では非常によくあるパターンです。ただ、ある種、そういう作り上げられたものであったとしても、コンテンツの付加価値というのはそもそもつり上げられるものですし、ビットコインが実際にそれで多額の資産を生み出しているわけです。

ですので、日本としても、そこのおこぼれにあずかりたいという政策は当然あってもいいのかなと思うのですけれども、そうであれば、基本は、これはコンテンツビジネスというよりは金融ビジネスであって、金融ビジネスにどうやって乗っかっていくのか、どのようなやり方でそれを広めていこうとしているのかということをもう少し分析したほうがいいのではないかと。

実際にこれが本当に大きくなるかどうかというのは、ビットコインもそうだったように、ブロックチェーンとか、NFTという名前をつけておくと、出資法とか、金融商品取引法の規制を受けない抜け道になるみたいなところで投機資金を呼び込めるというのが、実際、このマーケットが拡大する鍵になると思うのですよね。それはあまり表で議論する話ではないという批判はあるのかもしれないのですけれども、それはこの問題の本質なので、やはりそれはちゃんと認識されていいのではないのかなと思います。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

今、手が挙がっていらっしゃる方、山田委員、林委員、山本委員、田路委員、杉村委員、翁委員の順番でいきたいと思います。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 山田でございます。

事前に丁寧な御説明を伺っておりますけれども、改めまして4点ほど申し上げたいと思います。

先ほど久貝委員もおっしゃっていましたが、私も最初にこの案を拝見したときに、スタ

ートアップの定義について、どこかに記載されているのかどうかお聞きしたいと思います。

いわゆる創業何年以内とかだけではなくて、企業内での起業、第二創業も入るのか。あと、現在、国は事業再構築補助金のような、新分野や新事業に挑戦する事業者への補助金も出しています、中小でも新たな分野へ転換を図っているところもごございます。そのような既存企業も対象になるのかどうかというのも記載いただければと思います。

2つ目ですが、1の「(3) 大学等における共同研究成果の活用・促進」について、前回のこの会議でもお願いした中小企業と大学の場合の懸案点については今後、大学知財ガバナンスガイドラインで、運用についてより詳細に詰められるとのことですが、いつの間にかライバル企業にライセンスされるのではないかという不安感を持たないような具体的な方策を是非御検討いただければと思います。

3つ目は、3の「標準の戦略的活用の推進」について、先日、弊社の測定方法が無事ISOの規格として発行されましたが、さて、今後どのようにPRをし事業化すべきかを考えたときに、どこへ相談したらよいのか、どこに国際標準を事業として活用する専門家がいるかが分からない、ということが分かりました。国として国際標準を推進するのであれば場合、標準をつくるだけではなく、その後、どのように戦略的に活用するかというところまで支援する仕組みが必要だと実感しています。

欧米諸国は規格をつくってビジネスとして活用する方法というのが非常に上手で、そういうコンサルまで行う会社もあるので、そのような支援策も検討いただきたいと思います。

最後、4つ目、61ページ、62ページの中小企業、地方の知財活用支援について、施策の方向性の項目が、ほぼ今までの事業の継続で、何となく取りあえず同じことをやっておこうという印象があるので、これらの実績・効果が今までどの程度上がっているのかを検証して、修正も必要ではないかと感じます。

1つ目の中小企業・スタートアップの知財活用アクションプランに内容が網羅されているのかもしれませんが、可能であれば、その中でも、今までの経験や実績を踏まえて、今後はここに注力していくなどの文言があると分かりやすいのではないかと感じました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。非常に詳細なまとめを作成していただき、事務局の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2点、意見を申し上げます。

まず1点目は、「大学等における共同研究成果の活用促進について」です。前回の3月18日の構想委員会でも申し上げましたが、特許法73条の共有規定の使い勝手の悪さを踏まえて、共同研究成果の活用のためには、なるべく単独帰属が望ましいこと。そして、2016年に「さくらツール」をつくって、「取りあえず共有」というこれまでの在り方を改め、共同研究を始める前に、活用ファーストで帰属と活用をあらかじめ合意する契約・交渉の

ツールを提供しております。 さくらツールでは、やむを得ず共有にする類型の中で、東京大学のような契約モデルも含めて提供しているところです。

この点について、資料1の9ページや、資料4の知的財産推進計画2022の検討状況の3の(3)、17ページにおいて、「共有先企業が不実施の場合に、大学が独自で第三者にライセンスできるようなルール整備」とか、「法の整備」と書かれています。

このルール整備とか法整備というのは、これまでやってきた契約の高度化のアプローチとは異なります。言うまでもなく、共有関係の実態には様々な形態がありますので、あらゆる共有関係を想定した規定を設けることは困難です。

よくアメリカの大学との比較がされますが、先ほども竹中委員が、アメリカの場合は共有でも共有者の承諾は不要だが、それでも共有だと使い勝手が悪いので、単独出願にするのが普通とおっしゃっております。おっしゃったとおりでして、出雲委員から御紹介いただいたような課題とその解決方法というのは、端的に言うと、特許法73条の問題ではないと思います。

中山信弘先生の『特許法』（第4版）の333ページにおいても、今回提案されているような改正にはあまり意味がないし、また、それらを強行法規とすることも妥当ではない。仮にライセンスを共有持分権者が他の共有者の同意なくできるとする規定をしても、契約で自由に変更できるし、その契約内容は両者の力関係で決まることになる、と記載されています。そして、脚注11では、「外部資金の提供者である企業としては、自己に不利益なメイン規定を契約でオーバーライドするように要求してくることは当然であり、結局、今の状況と変わらないこととなる。大学が自己に有利な契約を引き出すためには、大学自らが自己の交渉力を高める以外にはなく、結局、共有の規定の問題ではなく、大学がどの程度の実力を持つかという問題に帰着する。」と書かれております。

だからこそ、この問題の解決のために、大学改革をはじめ、10兆円ファンドなど、様々な施策が今講じられているところではないかと思えます。

資料1の議論を行ったスタートアップの検討会についても、私は入っていないので分からないのですが、公開された資料を見る限り、賛否両論あったことが分かります。私は海賊版サイトブロッキングの導入反対論者とは違いますが、議論すること自体には何ら反対はいたしません。ただ「ルールを整備」とか「法制度の整備」という言葉を使うときには「その是非を含めて」という言葉を入れるようお願いしたいと思います。

2点目は海賊版対策です。資料4の57ページの「施策の方向性」の最初の○に、「2021年4月に更新したインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める」とありますが、せめてここは被害状況や対策の効果の検証並びにインターネット上の海賊版に対する各国の制度整備などを検討し、より効果的・効率的な対策を講じられるように、工程表の第3段階に進むか、対策メニューの改訂を行うというようにしていただけないかと思えます。

工程表は2019年から3年間、第2段階で止まっています。多大な皆様の尽力によって、先ほど福井先生が御紹介されたように、膨大な時間とコスト、労力を払って被害者側が一つの海賊版サイトを抑えることができて、たった1か月後にはたちごっこになってしまふ。たちごっこでも海賊版対策はやらなければいけないし、これまでもやってきますけれども、費用対効果を考えるべきですから、こういった成果の検証に基づいて、より効率的な対策を講じる必要があると思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

次に、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 山本です。

私の意見は林先生と真逆かもしれませんが、出雲委員とほぼ同じ意見で、出雲委員のところでは、東京大学はもうIPOは20社を超えています。それで、いつかは時価総額合計1兆6000億円まで行って、今は株価がちょっと下がっているんで、1兆幾らだと思えますが、それぐらい影響力がある。

今、さくらツールの話も林委員からございましたが、私もその委員会に加わっておりましたが、産業界に共同研究の成果を寄せるということには産業界は賛成するのですが、大学の寄せるということには反対されるみたいな議論がありました。

それと、1点、正確な御認識をいただければと思っていますのは、東京大学は、さくらツールの議論の前から今日お示しいただいたような方針を東京大学の共同出願の方針としても既に掲げておりましたので、さくらツールのような運用をしていないわけですが、もともとそういう考えがありました。

1つ、共有の発明について、お示しさせていただきたいものがあるのですが、これは東京大学の発明届で、これは著作物が入っていますが、単願が緑で、共願が黄色なのです。これは東大のホームページに昔のものは出ていますが、これは最新版なのです。単願、共願で、コロナで1回落ちましたけれども、戻りました。

ここら辺は飛ばしますが、出願とかは飛ばしますが、契約でいうと単願のライセンスが125件ぐらいなのです。共同出願契約は年によってばらつきはありますが、240~250件という感じで来ています。これはロイヤリティーにすると、圧倒的に単願が多いのです。前年度は8億8800万円という末広がりなおめでたい数字になっていますが、どの年をとっても単願のほうが収益が多いというのが実態です。

2021年度は共願が少し増えていますが、これは実は理由がはっきりしていて、共願相手はアメリカの会社です。これ全部、どの年を見ても共同出願契約のほうが多いのですが、圧倒的に単願のほうがお金になっているからよいかどうかというのは、一つの指標にすぎないのですが、間違いなくイノベーションに貢献しているのは単願ですし、ベンチャーに貢献しているのも単願という状況です。

正直、共同出願が死蔵化されている可能性はあるなと思っています。先ほどの山田先生

の考え方を否定するわけではなくて、その考え方も分かるのですが、大学がしっかりとした交渉力を持つまで待つというのは、かなり時間がかかって、もっとアジャイルに考えないといけない。

この会議で考えなければいけないのは、企業の利益なのか、大学の利益なのかということではなくて、いかに日本に本当にイノベーションを起こすかということだと思っているのです。そのためには死蔵化される特許なんてあってはいけないわけですよね。

もちろん、先ほども御発言がございましたが、企業が共同研究をやったのに、知らないうちにほかにライセンスされていたみたいな話の運用は、実際に東大では起こっていないです。本当にその企業がコマーシャライズしていないとか、明らかに開発をやっていないというようなときには、ほかにというお話をしますが、山田委員が懸念されているようなことは起こってはいないわけです。

なので、やはり本当は73条3項を変えたほうが良いと私は思っていますが、それがもしできないのであれば、アカデミアと産業界の共有発明については、一定期間事業化がなされないのであれば、ほかの可能性を探ることが本当にイノベーションを起こすことにつながってくるのではないかと考えています。もちろん、これに関しては、共同研究が減るのではないかと御意見もお聞きしていますが、それで減るような共同研究はあまりイノベーションには関係ないものではないかなというのが私の感覚知です。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いいたします。

○田路委員 ありがとうございます。

まず、取りまとめ、本当にありがとうございます。構想委員を3年やっていて、ようやくスタートアップということが、構想委員がアウトプットする推進計画の中に盛り込まれたというところがすごく印象的なことです。

イノベーションのスピードアップをスタートアップでやっていくという方針がより強化された中で、私、もともとずっと思っていることがあって、それは知財とスタートアップの相性のよさの話で、結局、人、金、物が不自由なスタートアップにおいて、時間的アドバンテージが来て、知的作業である知財が利くというのは、今回、明確に言えたのかなと思っていますし、そんな中で、3点ほど今後の推進の中で議論していきたいことがあります。

まず、今回、私が一番面白かったのは、大学発ベンチャーのくだりの中で、大学が発明していく特許というのは、自己実施ではなくてライセンス前提であるというところが、着眼点として非常に面白かったです。

実際、ベンチャーもそういう観点が結構あって、必ずしも自己実施するとは限らなくて、自分たちが発明した特許というのは、最終的に自己実施というよりも、ライセンスでやっていくという流れ自体をつくっていきたいと思っているのですが、これまでどうしてもこ

の場の議論とスタートアップの距離は相当遠くて、この内容自体をなかなかスタートアップに伝達することが難しかったのですが、まず、自己実施とライセンスという考え方で、自分たちの特許自体の生かし方というのがもっと幅広くあるということをはっきりメッセージできるチャンスが来たなという意味で、ここははっきり打ち出していきたいと思っています。

あと、知財の難しさというのは、結局、知財にアクセスするときの心理的安全性が担保できているかという問題があって、知財に関心を持った瞬間に、相手側に自分たちの存在が分かってしまうとか、あるいは自分たちの権利自体を相手に対して強く主張できるのではないかという話になって、なかなか利用が進まないという問題があるので、スタートアップの一番いいところであるスピードとスケールを担保するために、ある程度クリアランスに時間をかけるのではなくて、スピードを生かしながら、どんどん知財を利用したときに、後で訴訟になるとか、そういったことがないような保全するような仕組み、スタートアップのスピードを殺さないような知財利用の仕組みみたいなものも盛り込んでいく議論を来年以降でできたらなというところがあります。

以上が私からのコメントになります。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。

事務局のほうで短期間にこれだけのことをおまとめいただきまして、ありがとうございました。私のほうから、2点申し上げたいと思います。

まず、スタートアップの知財戦略支援についてですが、先ほど御紹介がございましたように、スタートアップを支援する人材規模の拡大は重要だと思っております。したがって、スタートアップの知財戦略支援については、弁理士がこれまで支援してきた知見を生かして、スタートアップを支援していくべく、また、スタートアップ支援人材規模の拡大を図るため、ベンチャーキャピタル業界と日本弁理士会が緊密に継続して連携し、セミナーを開催したり、キャピタリストと弁理士とのマッチングを図ったりして、スタートアップを知財面でサポートできるようにしていきたいと考えております。

次に、2点目の大学における共同研究成果についての取扱いでございます。先ほど山本先生もおっしゃられましたように、大学側だけではなく、また、企業側という視点でもなく、日本という視点において、どのようにイノベーションを創出していくかという観点で考えてみました。

先ほど御紹介がありましたように、アメリカでは大学の特許出願のほとんどが単独で行われているという御紹介もありましたし、山本委員からは単独の出願のほうがたくさんライセンスフィーを得ているという御紹介もありました。それでは、日本の大学、特に地方の大学において、どうして単独の出願が増えていかないのか。その点についての課題をもっと掘り下げるべきではないかと思えます。



日本全体としてイノベーションを起こしていくためには、地方の活性化が必須です。したがって、大学、特に地方の大学が単独で特許出願しやすい環境の整備も重要ではないかと思っております。

それから、共有特許の取扱いです。先ほど山本委員から御紹介がありましたように、東京大学は日本でもトップの大学でございますので、知財に関する取扱いには、山本先生をはじめ有能な先生方が強い交渉力を持っていろいろと活用されていると思います。

ところが、地方の大学に行きますと、産学連携を推進するという点でも、その地域の特色を生かした地方の企業と地方の大学が地方発のイノベーションを創出するために、両者が連携の促進を図っているところでございます。その中で、先ほど御紹介がありましたような死蔵特許というものも出てきていることは確かでございます。

先ほど東京大学のほうでは、共同の取扱いについては、契約で運用されているということもありましたので、このようなモデル契約を随時見直して、地方の大学にも提供していくことを推進するというのも重要かと思っております。

そして、死蔵特許と言われているものであっても、いくつかのカテゴリーに分けられると思います。例えば、基本特許のようなものと、実施にはかなりの時間がかかってしまいます。企業のほうでも実施化に向けた努力を継続しているけれども、ビジネス上の問題でまだ実施できないような場合があると思います。

それから、標準化との関係で自分では特許発明を実施しないが、今後の国際標準の関係で、特にアメリカ、中国、韓国、最近ではインドもあるかとは思いますが、知財戦略上はまだ知財の権利をそのまま所有しておきたいというような場合もあるかと思っております。

したがって、先ほどから御説明がありました法整備、ルール整備ということも重要かと思っておりますが具体的な検討に当たっては、このような類型も考慮に入れて検討いただきたいと思っております。

更には、例えば、自分の企業では実施化もしないし、特に国際標準との関係等の戦略もないし、何となく保有しているというものであれば、それは死蔵特許として大学側がライセンス締結先をどこか探していただき、その持ち分に応じて企業側にも配分いただけるということであれば、これはウィン・ウィンの関係になる場合もあるかと思っております。

したがって、今後、大学知財ガバナンスガイドラインを作成されるということも記載されておりますが、重要なのは、大学側の交渉力を上げていくことだと思いますので、地方の大学においても、どのように大学の交渉力を上げていくのか、専門家をどのように活用していただくのか、それも重要な視点になると考えております。

今後、具体的な検討に当たっては、地方大学、地方企業も考慮に入れていただき、産学連携を推進して地方経済を活性化し、日本のイノベーション力の底上げをしていくという点も十分に御配慮いただき、また、企業の産学連携をしようとするインセンティブを低下させることがないようにも御配慮いただき、先ほど林委員もおっしゃってございましたように、ルール整備の是非の検討やモデル契約書等の整備も含め、関係団体等の意見もよ

く聞いていただいて検討をしていくということはよいことだと思います。今申し上げました点も含めて、検討をしていくことが必要だと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が来ておりますけれども、あとお二方が手を挙げていただいておりますので、若干延長させていただきます。

翁委員、お願いいたします。

○翁委員 翁です。私は2つだけ申し上げたいと思います。

私は新しい資本主義実現会議のほうに出ておりますが、まさにこのスタートアップというのが中心に置かれておりまして、ここで大学発のスタートアップ、特にディープテックなどを中心にスタートアップが強調されているということを非常に心強く思っております。

人への投資ということに非常に関心がございますが、特にスタートアップ支援の人材マッチングとか、大企業との関係での労働市場の流動化といったことも含めて取り組んでいくということが極めて重要かと思っております。

また、人材の面で、国際標準化に人材が非常に重要だということを強調されている点についても、共感しております。やはりこれから標準化をとっていくということが国際的に見ても極めて重要で、国際コミュニティーに参画するような人材をどんどん増やしていく対応強化を、ここに書いてある以上に、いろいろまたぜひ御検討いただきたいなと思っております。

最後になりますが、無形資産の投資を増やしていくということも非常に重要であり、特にスチュワードシップ・コードなどのことで投資家のことが書いてありますけれども、投資家の課題も非常に多いと思っております。企業年金基金とか、こういったところがスタートアップを支援する状況にはほとんどなっておりません。

アメリカなどではベンチャーキャピタルにこういったところから非常にお金が行っていますが、日本では、企業年金基金からベンチャーキャピタルに行っているのはわずか1%でございます。そういった意味でも、投資家に対して、こういったスタートアップや成長、イノベーションについて、貢献してもらうためには何ができるのかということは、無形資産のディスクロージャーも含めて、いろいろとこれから考えていくべき課題ではないかなと思っております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 喜連川です。

そもそも委員長から、1人3分というところで、事務局、そのルールをきっちり守るようにはされてはいかがでしょうか。それでない、後ろになる人がすごく不利益を被っているような気がします。

それはともかくとして、大学人として、何を見ているかといいますと、やはり失われた30年という見方です。コロナで薬はアビガンも結局駄目でした。ワクチンもアンジェスでいろいろ取り沙汰されましたけれども、まともな論文は1本も出ていません。コロナ関係で『The New England Journal of Medicine』や『The Lancet』というようなトップジャーナルに日本から出たかという観点でいっても、ゼロです。つまり、ショートペーパーしか出ていないです。

まず、これが今の日本の体力だということをみんなで理解する必要があります。どういうことかということ、日本人は真面目なので、個々、やらなくてはいけないことは一生懸命おやりになられているのですけれども、大局が見られていない。日本をこれからどうやって強くするかという大局を議論するのが多分ここで、前は評価・検証とか言っていたわけなのが、構想になったときに、それぐらいのことはやらなくてはいけないのかなという気がすごくします。

そのときの非常に重要な観点は、何をやるかではなくて、何の手を抜くか。むしろやらないかということではないかなと思っていますので、それを改めて申し上げたいと思います。

そうしますと、今、新しい財として重要になってきたのは、特許と同等以上か、少なくとも同等ぐらいの力になってきたのは、やはりデータという財で、これに対してリアクティブではなくプロアクティブに物事を考えていく必要があるのではないかと思います。先ほどマエダさんから非常に丁寧にData Actの動きを御紹介いただいたわけですが、こういうことは常に待っていてもしょうがないので、日本から少し積極的に関与するようなことを考える必要があろうかと思います。

つまり、先ほど来、スタートアップのお話が強く議論されておりますけれども、スタートアップが特許から始まるのではなくて、データから始まる可能性というのはこれから随分出てくるのです。それぐらいのパースペクティブを持つべきだろうという気がいたします。

そのときに、学はもう大体できると思います。SINET6も動き始めましたし、そこにデータ基盤もくっつけます。しかしながら、やれないこととやりにくいことというのは、要するに、産と学の間データのやり取りというのが非常にアンクリアですので、この部分を制度的に見ていただくということが重要だと思います。

最後の1点は、この資料を見ていて分かりにくいのは、いわゆる経済安全保障です。経済安全保障に対するポイントは、大学に対しても積極的に指示が出てきていて非常に悩ましい。これに対して、特許はもう既に対応できています。しかしながら、データに対しては対応されていないというのが私の認識ですので、この辺をお考えいただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。これで委員の方全員に御発言を承りました。大変

貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

最後の経済安全保障という、現在の地政学的な関係というのも、やはり何らか全体の計画の中で考えなくてはいけない部分はあるかなと思います。御指摘いただいた内容につきましては、今後、事務局と検討させていただき、知的財産推進計画2022の素案については、かねて議論をさせていただければと思います。

最後に、田中局長から一言、総括をいただければと思います。

○田中事務局局長 今日大変熱心にいろいろ御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。もう時間も過ぎておりますので、個々の御意見については、別途と思っておりますけれども、御意見を踏まえて、さらに、次回の5月17日の会議に向けて整理をしていきたいと思っております。

本日も大変ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

ちょっと延長させていただきました。本日はこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。